

遠賀町 障がい者計画

概要版

令和6～11年度

障がい者計画とは

障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）で、町における障がいのある人に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域の福祉環境の整備を計画的に進めるとともに、町民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の基本計画です。



第6次遠賀町総合計画

第2次遠賀町地域福祉計画

遠賀町障がい者計画

（障害者基本法第11条第3項）

- 障害者基本法に基づく障がい者施策の基本計画
- 多分野にわたる計画（理解と交流、生活支援、保健・医療、生活環境、安全・安心、情報アクセシビリティ、差別の解消・権利擁護、教育、スポーツ・文化芸術活動等、雇用・就業、経済的自立の支援 など）

遠賀町障がい福祉計画

（障害者総合支援法第88条）

遠賀町障がい児福祉計画

（児童福祉法第33条の20）

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の実施計画
- 各年度における障がい福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める

福岡県障がい者長期計画等



町の関連計画等

計画の基本理念と基本的視点

障がいのある人もない人も、お互いに一人の人間として尊重し合い、いきいきと輝きながらともに暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、以下のとおり、基本理念を定めます。

ひとがつながり すべての人で支え合う 福祉のまちづくり

また、この基本理念の実現に向けて、以下の5点を本計画の基本的な視点とします。

1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の主体的な選択や決定を尊重し、障がいのある人が基本的人権を有する社会の一員として、社会生活においてそれぞれの能力を発揮し、自立して社会活動に参加できるよう意思決定を支援します。

2 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

3 だれもが住みよい社会づくり

障がいや障がいのある人に対する正しい理解を広めるとともに、障がいのある人の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障がいのある人が自由に社会活動ができる平等な社会を目指します。

4 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消法の理念を普及させるとともに、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うなど、障がいを理由とする差別を解消する施策に取り組みます。

5 障がいのある人のライフサイクルを見通した 総合的な支援体制の強化

障がいのある人に対する支援が、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携により、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までのライフサイクルの中で適切に行われ、連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有体制の強化を図ります。

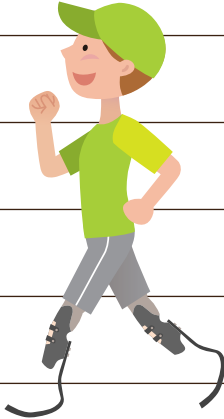



計画の施策体系

本計画では以下の8つの施策分野ごとに基本的施策と今後の取り組みを定めます。

基本理念	施策分野	施策項目
ひとがつながり すべての人で支え合う 福祉のまちづくり	①理解と交流	①障がい者への理解と差別解消の促進
		②地域住民等との交流の促進
	②生活支援	①利用者本位の生活支援体制の充実
		②福祉サービスの充実
		③障がい児支援の充実
		④権利擁護の推進
	③保健・医療	①保健・医療・リハビリテーションの充実
		②精神保健対策の充実
		③障がいの原因となる疾病等の予防・治療
	④教育、スポーツ・ 文化芸術活動等	①インクルーシブ教育の推進
		②スポーツ・文化芸術活動等の振興
	⑤雇用・就業、 経済的自立の支援等	①障がい者雇用の促進
		②障がい者のための総合的な就労支援
		③経済的自立の支援
	⑥生活環境	①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
		②住宅環境の整備
	⑦情報アクセシビリティ	①情報収集・提供の充実
		②コミュニケーション支援の充実
	⑧安全・安心	①防災対策の推進
		②防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

今後の取り組み(主なものを抜粋)

①-①	啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実、障がい者差別解消の推進 など	
①-②	啓発イベントと交流機会の充実 など	
②-①	相談支援体制の充実、障がい者ケアマネジメント体制の充実 など	
②-②	介護給付体制の充実、補装具・日常生活用具の給付 など	
②-③	相談支援体制の充実、障がい児通所支援の充実 など	
②-④	障がいのある人への虐待防止、障がいのある人の権利擁護の充実 など	
③-①	障がいのある人の保健に関する情報提供と特定健診・がん検診等の受診勧奨 など	
③-②	精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発、精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進 など	
③-③	乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の促進 など	
④-①	就学及び教育支援体制の充実 など	
④-②	スポーツ活動への参加促進、文化芸術活動の支援	
⑤-①	事業主等への啓発、町行政機関における雇用の確保	
⑤-②	就労移行支援や就労継続支援の利用促進、就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実 など	
⑤-③	年金・手当制度の周知、税の減免、各種割引制度の周知 など	
⑥-①	公共施設や道路のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進 など	
⑥-②	障がいのある人に配慮した町営住宅の整備、住宅改修等の支援	
⑦-①	多様な手段による情報提供の充実、町ホームページのウェブアクセシビリティの確保	
⑦-②	コミュニケーション支援とその担い手の確保、情報・意思疎通支援用具の給付	
⑧-①	災害の知識及び対処法についての啓発・広報、避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携 など	
⑧-②	防犯対策の充実、消費者トラブルの防止	